

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和4年2月15日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「〇〇が総理大臣になって以後自宅（広島市〇〇）に県警職員が警備する事に関し要した費用が解る文章」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により、開示決定等の決定期間を令和4年4月15日まで延長する旨、令和4年2月24日付けで審査請求人に通知した。

その後、本件請求文書の存否を答えるだけで保護されるべき利益を損なうこととなるとして、条例第7条第2項及び第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年4月8日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年6月20日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書の全部を開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇は、広島市〇〇での生活実態がなく違法な警備費の支出であり憲法上の国民の権利を検閲及び事前規制する意図を持って拒否通知を行っていることは明白であること。

広島県民から見て誰がどう見ても警備しているのは、広島県警察であり拒否通知には理由がないことが明白である。

警備の内容や体制及び計画に渡るものではなく費用を開示しても全く広島県の損害等を侵害するものではないことが明白であること。

右理由により意図的に違法に応答拒否通知を決定していることが明白であり全く根拠がないから全開示するべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求については、本件対象文書の存否について明らかにすることにより、条例第10条第4号に規定された不開示情報（犯罪の予防、捜査等情報）を開示することとなると判断し、本件処分を行い審査請求人に通知した。
- 2 本件対象文書は、当県警察の特定場所における内閣総理大臣私邸の警備実施事実に係るものとなるため、当該行政文書の存否を開示することは、当該特定場所における内閣総理大臣私邸に係る警察の警備実施事実を明らかにすることとなるものである。
- 3 内閣総理大臣は、警察の警護対象者となるが、警護対象者の公私邸等の特定場所における警護警備事実の有無に係る情報を開示すると、警察が警護対象者に対して、どのような時、場所、方法で警護警備を行っているかという警護手法を明らかにすることとなり、当該警護対象者の活動を妨害するなど

の目的で、不法行為を企図する反社会的勢力など悪意ある者が、これらの情報を収集・分析することにより、警護体制の強弱やその傾向を推測し、警察の警護活動の間隙を縫って犯罪行為等を敢行することが可能となるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、内閣総理大臣の公私邸等の特定場所における警護警備事実の有無に係る情報は、条例第 10 条第 4 号で規定された不開示情報に該当するものと判断し、本件処分を行ったものである。

- 4 「〇〇は、右住所での生活実態がなく違法な警備費の支出であり憲法上の国民の権利を検閲及び事前規制する意図を持って拒否通知を行っている」との主張については、本件処分を行った理由は 3 のとおり条例に基づき行っているものである。

第 5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書の存否を答えると、条例第 10 条第 4 号に定める不開示情報により保護されるべき利益を損なうこととなるため、条例第 13 条の規定に基づき行政文書の存否を明らかにせずに本件請求を拒否した。

これに対して、審査請求人は、本件請求文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 存否応答拒否制度について

条例第 13 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけ

で不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件請求文書に係る条例第10条第4号該当性について

条例第10条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている行政文書を不開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

なお、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨である。

本件請求文書は、「〇〇が総理大臣になって以後自宅（広島市〇〇）に県警職員が警備する事に関し要した費用が解る文章」に関する文書である。

本件請求時点の警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条において警護対象者として内閣総理大臣が定められているが、同規則においては警護を行う場所などの詳細は定められていない。また、実施機関に確認したところ、警護要則に定められているもののほかは、警護に関し必要な事項は公表されていないとのことであった。

そうすると、本件請求文書の存否を答えると、実施機関が特定場所において内閣総理大臣私邸の警護を行ったかどうかという情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

内閣総理大臣に対しては、様々な手段を用いての不法行為の企図が想定されるところであり、特定場所における警護の有無に関する情報でも、公にすると、情報分析の対象となって、当該企図の一助となり得ることは否定し

がたい。

したがって、本件請求文書の存否に関する情報は、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があるものと認められる。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えることは、条例第10条第4号の不開示情報を公にすることとなるため、条例第13条の規定により本件請求を拒否した本件処分は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和4年10月19日	・ 諮問を受けた。
令和5年10月27日 (令和5年度第7回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年11月24日 (令和5年度第8回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年12月22日 (令和5年度第9回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金谷 信子	広島市立大学教授
中根 弘幸 (部会長)	弁護士
山田 明美	広島修道大学准教授